

定例記者会見報告事項(平成18年8月30日)

担当課	税務課
電話番号	47-1018

事業名等	冷凍倉庫に係る固定資産税および都市計画税の還付等
------	--------------------------

今回の問題点の概要

固定資産税を課税するためには、家屋を「固定資産評価基準」に基づき評価を行い、評価額を算出する際に、家屋の建築年から経過年数に応じて減点補正率（以下、「経年減点補正率」という。）を適用し減価をしていくこととなる。

非木造家屋のうち、用途が倉庫のものについては、経年減点補正率が「一般用」と「冷凍倉庫用」に区分され、「冷凍倉庫用」の経年減点補正率は、一般倉庫より損耗が激しいため、家屋の評価を年々下げる損耗の割合が大きめに設定されており、一般倉庫に比べ減価が速く、税額の遡減も早くなる仕組みになっている。

しかし、冷凍倉庫と認定するための基準が明確に示されていないために、全国的に「冷凍倉庫用」の経年減点補正率の適用漏れが多発している現状である。

鳥取県および関係自治体との協議

7月24日に鳥取県を通じて総務省に冷凍倉庫の認定基準について見解を求めたが、明確な判断基準は示されなかった。

7月25日に鳥取県と米子市と今後の対応について協議した。

8月2日に鳥取県と県内の関係自治体とで認定基準等について協議した結果、名古屋市が総務省に対し、冷凍倉庫とは「F級の冷蔵倉庫」と判断していいか、と問い合わせたら、「それで差し支えない」との返事であったことから、鳥取県内も「F級規模（マイナス20度以下）の冷蔵倉庫」を冷凍倉庫とすることでよいのではないかと確認した。

また、特定第三種漁港を有する都市や主要な水産都市にも現状及び今後の対応等について聞き取り調査を行った。

その後も鳥取市や米子市などと情報交換や今後の対応について随時協議を行い、更に、隣県の水産都市である浜田市とも随時、情報交換及び今後の対応について協議を行っている。

調査内容および結果

本市は、市内の倉庫831棟、工場512棟、計1,343棟について、評価調書及び図面により、冷凍室を備えた冷蔵倉庫とおもわれる建物を抽出し、7月30日から8月10日まで111棟について現地調査を行った。

現地調査の結果、32業者65棟がマイナス20度以下（F級規模）の能力を有する冷蔵倉庫で「冷凍倉庫」として認定する物件であった。

今後の対応

「冷凍倉庫」として認定した65棟について評価額を修正し、地方税法に基づいて5年間の還付を行うとともに、水産業は本市の基幹産業であることから、さらに5年間の補填金として、合計で10年間の還付を実施する。

還付額は、1億4千9百万円余であり、9月定例市議会に補正予算を提出し、議会承認後速やかに還付を行う。

還付にあたっては、該当事業所を訪問して、適正な評価がなされなかったことについて説明し、理解を求める。

錯誤の原因

今回の問題については、まず4月に名古屋市で判明し、現在全国的に広がっている。全国的な問題となっていることを考えれば、冷凍倉庫の経年減点補正率の適用基準が明確でないことも、一原因ではないかと考えられる。

本市を含め多くの自治体では非木造の建築物は都道府県が評価を行っているが、その評価調書の中の用途欄には、冷蔵庫・倉庫・工場等と記載されており、その用途欄の記載内容により判断したと考えられる。

また、特に本市の場合、ランニングコストを抑えるために、一棟の建物に冷凍室と冷蔵庫が分離されて設置されており、冷凍室のみを冷凍倉庫と判断し、その冷凍室の床面積が建物全体の床面積のごく一部であることから、その建物の主たる用途を冷蔵庫と判断し、「一般倉庫」の経年減点補正率を適用してきたのではないかと考えられる。

しかしながら、今回の一連の問題の中で考えれば、冷凍倉庫及び冷蔵庫に対する認識が不足していたことが一番の原因と思われる。

再発防止策

非木造家屋の評価を行う鳥取県西部県税事務所との連携を一層強め、用途欄の適正な記載と、現地調査の徹底を図る。